

判例研究 花押と自筆証書遺言における押印の意義

宮 崎 幹 朗

いわゆる花押を書くことは民法 968 条 1 項の押印の要件を満たさないとした事例

最高裁第二小法廷平成 28 年 6 月 3 日判決（平成 27 年（受）第 118 号、遺言書真正確認等請求、求償金等請求事件）

破棄差戻し

民集 70 卷 5 号 1263 頁、判時 2311 号 13 頁、判タ 1428 号 31 頁、家庭の法律と裁判 8 号 40 頁、金融・商事判例 1501 号 8 頁

【事実の概要】

被相続人 A は平成 15 年 7 月 12 日に死亡した。A の相続人は、A の妻 B（平成 24 年 4 月 8 日に死亡）のほか、長男 Y1（被告・控訴人・上告人）、二男 X（原告・被控訴人・被上告人）、三男 Y2（被告・控訴人・上告人）であった。

A は、琉球王国時代から続く名家である甲家の 20 代当主にあたり、厚生省や衆議院事務局に国家公務員として勤務し、昭和 53 年に定年退職した後、沖縄で首里文化祭実行委員会副委員長などを務めた地元の名士であった。A は平成 15 年 5 月 6 日の日付の自筆証書遺言を残しており、A の死後、平成 17 年 6 月 21 日に那覇家庭裁判所で検認を受けた。この遺言書には、「家督及び財産は X を家督相続人として甲家を承継させる」とことと「甲家の相続及運営は家督相続人の責務であることを申し渡すものである」との記載があり、「甲家 18 世 20 代家督相続人 A」という署名がなされ、署名の下

に花押が書かれていた¹。しかし、印章による押印はなかった。平成17年4月13日にYらはAの遺産について遺産分割調停を申立てたが、本件Aの遺言の効力が争いとなり、紛争の解決が困難となったため、Yらは調停を取り下げた。平成24年、Xは、本件土地について、主位的に本件遺言によってAから遺贈されたと主張し、予備的にAとの間で死因贈与契約が締結されていたと主張して、Yらに対して、所有権に基づき所有権移転登記手続を求めた(第1事件)。これに対して、Yらは、本件遺言書の花押は押印に当たらず、本件遺言は自筆証書遺言の要件を欠き無効であると主張した。また、他方で、Yらは、Bの遺言についてBが作成したものではないか、またはBがXによる強迫または欺罔行為によって作成したものであると主張して、Bの遺言が無効であることの確認を求める訴えを提起した(第2事件)。なお、Bの遺言書は平成21年11月25日の日付で作成されており、Bの死亡後の平成25年7月29日に那覇家庭裁判所で検認を受けている。その内容は、「私の財産はすべてXが相続する事。Y1とY2には一切相続させたくありません」と記載されており、署名の下に押印がされ、その隣に指印もされているものであった。

Aが花押を使用したのは定年退職による送別会の際の職員の寄書きの色紙などにおいてであり、昭和62年から平成13年にかけて作成された不動産売買契約書、不動産賃貸借契約書、等価交換契約書等では花押は用いられていなかった。

第一審の那覇地裁は、Aの遺言についてA自身が自分の意思で作成したものであると認められると判断した。さらに、花押が民法968条1項の自筆証書遺言の要件を充足しているか否かについて、民法が押印を要とした趣旨は、「遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を

1 「花押」については、松村明監修『大辞泉』(小学館、1995年)454頁では「文書の末尾などに書く署名の一種」としており、松村明編『大辞林(第2版)』(三省堂、1996年)432頁によると「古文書で、自分の発給したものであることを証明するために書く記号」と定義している。また、新村出編『広辞苑(第7版)』(岩波書店、2018年)502頁では「署名の下に書く判」と定義しており、名を楷書体で自署していたものが次第に草書体で書いたものとなり、それが様式化したものと説明している。なお、松原正明「いわゆる花押を書くことと民法968条1項の押印の要件」判時2401号172頁(2019年)参照。

確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにある」とし、認印による押印の場合よりも花押を用いる場合の方が偽造するのが困難であり、花押を用いることによって遺言者の同一性および真意の確保が妨げられるとはいえず、「花押が文書の作成者・責任者を明らかにするために用いられた署名や草名が簡略化されたものであり、重要な書面において署名とともに花押を用いることによって、文書の作成の真正を担保する役割を担い、印章としての役割も認められている」と述べて、A自身も色紙への記載に花押を用いていたことなどから、Aが花押をもって押印として足りると解していたとしても、Aの真意の確保には欠けるとはいえないし、花押が日常的に用いられていたものとは言い難いことを考慮しても、押印が求められている趣旨に反するとはいえないとして、花押は自筆証書遺言における押印と認めるのが相当であり、無効であるとはいえないという判断を示した²。その上で、本件遺言は、Aが財産をXに包括遺贈するという趣旨であると理解するのが相当であるとして、本件土地について所有権移転登記手続を求めたXの請求には理由があるとした。また、Bの遺言についてはXによる強迫や欺罔行為を認めるに足りる的確な証拠はないとして、Yらの主張は採用できないとした。これらの判断に対して、Yらは控訴した。

原審の福岡高裁那覇支部は、第1事件および第2事件についてYらの控訴をそれぞれ棄却した³。そこで、Yらが第1事件について上告受理申立をおこない、最高裁はこれを受理した。そして、最高裁は、本判決において、第1審および原審判決の判断を斥けて、Xの主位的主張に関する部分を破棄したうえ、Xの予備的主張について審理を尽くす必要があるとして、原審に差し戻した。

なお、その後の事案の経過は次のとおりである。差戻し審の福岡高裁は、Aの本件遺言書の効力について、本判決の説示にしたがって、花押が押印

- 2 那覇地裁平成26年3月27日判決（民集70巻5号1277頁、金融・商事判例1501号13頁）。
- 3 福岡高裁那覇支部平成26年10月23日判決（民集70巻5号1298頁、金融・商事判例1501号11頁）。

とは認められないため自筆証書遺言としての方式を満たさず、無効と解さざるを得ないと判断した。しかし、AとXとの間に包括的死因贈与契約が成立しており、Xは本件土地の所有権を取得したと解するのが相当であり、Xの所有権移転登記手続請求には理由があるとして、Yらに所有権移転登記手続を命じるという判断を示した⁴。本件遺言書の内容がXを跡継ぎとして甲家の財産をすべて引き継がせるというA自身の意思を示しているということを指摘し、Aが本件文書を作成し、Xに手渡し、XがAの意思を承諾してこの文書を保管していたという事実をもとに、文書の授受によって本件土地を含むAの財産を包括的にXに譲渡する旨の包括的死因贈与契約が成立していたと理解できるという判断を示した。これに対して、Yらが上告受理を申し立てたが、最高裁は不受理とする決定を出している⁵。

【判旨】破棄差し戻し

「花押を書くことは、印章による押印とは異なるから、民法968条1項の押印の要件を満たすものであると直ちにいうことはできない。

そして、民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書のほか、押印をも要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の作成を担保することにあると解されるところ（最高裁昭和62年（オ）第1137号平成元年2月16日第一小法廷判決・民集43巻2号45頁参照）、我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い。

以上によれば、花押を書くことは、印章による押印と同視することはできず、民法968条1項の押印の要件を満たさないというべきである。」

4 福岡高裁平成28年11月22日判決（LEX/DB25560563）。

5 最高裁平成30年1月31日決定（LEX/DB25560545）。

【研究】

1 本件事案は、押印がなく、花押が書かれた自筆証書遺言について、民法968条1項に定める要件を満たしているかどうか争われたものである。第1審および原審判決は花押が書かれていることによって押印の要件を満たすと判断したのに対して、本判決はこの判断を覆し、花押を押印とみなすことはできないという判断を示した。

自筆証書遺言の作成に当たっては、従来から全文の自書および署名に加えて、押印を要求することに疑問を示す見解もあった。また、花押が押印に当たるか否かについても、学説上は肯定および否定の双方の立場からの主張もなされていた。このような状況の中で、本件は花押が書かれた遺言の効力が問題となった珍しい事案である。

本判決は、自筆証書遺言において押印が求められる理由については、印章による押印に代えて指印が押捺されている自筆証書遺言の効力が問題となった最高裁平成元年2月16日判決を引用し、押印の趣旨を全文の自書とあいまって遺言者の同一性と真意を確保することと重要な文書について作成者の署名と押印によって文書を完結させるという我が国の慣行および法意識に照らして文書の完成を担保することと認めた。その上で、花押を押印とみなす慣行や法意識は存在していないとし、本件遺言を印章による押印がないものにとらえて、無効と判断した。そして、原告の予備的主張についての審理が必要として、原審に差し戻したものであり、最高裁として花押のある遺言に関する判断を示した初めての事案である。

2 民法960条は民法が定める方式によらなければ遺言することができない旨を定め、967条以下でそれぞれの遺言の方式を定めている。遺言は遺言者の死後に問題となり、遺言者の死後に遺言者の真意を直接確認することはできないため、遺言の作成にあたって厳格な方式を要求し、後に遺言者の真意に基づいて遺言が作成されたことを判断することができるようにしたものとされている⁶。

6 中川善之助＝泉久雄『相続法（第4版）』（有斐閣、2000年）500頁参照。

自筆証書遺言については、全文と日付および氏名を自書し、これに押印することが求められている(民法968条1項)。自筆証書遺言の作成に押印が求められたことについて、明治民法の立法者は必ずしも明確な理由を示してはいないが、押印は文書としての遺言書を完成させるための要件として位置づける見解が一般的であった⁷。その後、次第に押印を求める意義に疑問を示す見解が示されるようになってきた⁸。第2次大戦後には、日常の銀行取引やクレジット・カードの利用などの署名のみによる決済の通用性を背景として、自署と合わせて押印を要求する必要性に疑問を示し、押印に強くこだわる必要はないという指摘もあらわれてきた⁹。また、解釈論として押印の要件を緩和すべきとする主張に加えて、立法論として押印の要件を廃止すべきとする見解まであらわれていた¹⁰。このように、自筆証書遺言に押印が必要か否かについて議論があった。

判例の中では、遺言者が病室で他の者が見ている前で手術の前日に全文を自分で筆記し、署名したが、押印はしなかったという事案に関して、真意に出ることを明確にするためには氏名の自書で十分であり、これに加えて押印を厳格に要求する合理的根拠はないとして、押印を欠く自筆証書遺言を有効とした下級審判決がある¹¹。自筆証書遺言ではあるが、ほとんど死亡危急時遺言のような事案であるとも考えることもでき、そのような事情が考慮されたものとも考えられる¹²。

また、日本に帰化した外国人の自筆証書遺言の効力が問題となった事案

-
- 7 奥田義人『民法相續法論』(有斐閣、1898年)305頁、牧野菊之助『日本相續法論』(法政大学、1909年)428頁、和田于一『遺言法』(精興社書店、1938年)66頁など。中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法(28)(補訂版)』(有斐閣、2002年)101頁〔久貴忠彦〕は「立法者としては、氏名の下に押印するというそれまでのわが国の慣習に従ったまでのことであつたと思われる」と指摘している。
- 8 中川善之助監修『註解相續法』(法文社、1951年)295頁〔小山或男〕、中川善之助編『註釋相續法(下)』(有斐閣、1955年)41頁〔青山道夫〕、柚木馨『判例相續法論』(有斐閣、1953年)323頁など。
- 9 前掲・中川＝加藤編『新版注釈民法(28)(補訂版)』101頁〔久貴〕。
- 10 近藤英吉『判例遺言法』(有斐閣、1938年)48頁。
- 11 熊本地裁八代支部昭和43年12月8日判決(下民集10巻12号2576頁)。
- 12 前掲・中川＝加藤編『新版注釈民法(28)(補訂版)』102頁〔久貴〕は、実態はほとんど死亡危急時遺言とみられるものであると指摘している。

で、押印を欠く自筆証書遺言を有効と判断した判決もある¹³。この判決の事案では、英文で書かれており、署名はあるが、押印がない自筆証書遺言の効力が問題となり、遺言書の真正確認と遺言執行者および遺産の受託者たる地位確認が争われた。遺言者は1922年に18歳で来日し、以来40年間日本に在住した白系ロシア人であり、1963年に日本に帰化している。主に、ロシア語と英語を使用して生活しており、交際相手は少数の日本人を除いてヨーロッパ人に限られ、日常の生活もヨーロッパの様式に従っていたとされている。そのため、印章の使用は官庁に書類を提出する場合など特に押印を要求された場合に限られていたとされている。第一審は、この遺言を有効と判断し、第二審も控訴を棄却して遺言を有効と判断した。第二審判決は、民法968条が自筆証書遺言に押印を必要としたのは、文書の作成者を表示する方法として署名押印することが我が国の一般的な慣行であり、これを考慮した結果であると解されるとして、この慣行になじまない者に対しては、この規定を適用すべき実質的根拠がないと述べている。最高裁も、第二審の判断を支持し、遺言を有効と判断した。しかし、この事案では、遺言者が外国人であり、日常の生活においてほとんど印章を使用していなかったという事情が背景にあり、そのような特殊な事情を考慮して、例外的な場合として押印の要件が緩和されたものととらえるべきであり、一般論として押印を不要とする趣旨ではないと理解されている。押印を欠く自筆証書遺言が有効となる場合があることを示した判例といえるが、あくまでも特別な事情があることを示した一事例にとどまると考えるべきであろう¹⁴。立法論的には、将来の方向として押印の要件を廃止すべきという見解を示す論者であっても、この判決は「遺言が遺言者の真意に出ることが明らかであり、かつ押印を欠くことが『特別な事情』ないし『やむをえない事情』によると認めうる場合にはかかる遺言も有効としてよい」という理解に出たものとして、妥当と判断している¹⁵。

13 最高裁昭和49年12月24日判決（民集28巻10号2152頁）。

14 大和勇美「遺言者の押印を欠く自筆遺言証書が有効とされた事例」『最高裁判所判例解説民事篇昭和49年度』（法曹会、1986年）559頁。

15 久貴忠彦「自筆証書遺言の方式」『家族法判例百選（第3版）』（有斐閣、1980

なお、東京地裁平成12年9月19日判決の事案も押印を欠く自筆証書遺言の効力が問題となったもので、判決は立法論として押印を不要とする考えも有力であるとしながら、「我が国における法意識としては、今なお、署名よりも押印を重視する傾向が強いというべきであり、・・・本件遺言書のような遺言者の押印を欠く自筆証書による遺言は、当該自筆証書中に遺言者の押印と同視し得るものがあるなど特段の事情のない限り、無効であるといわざるを得ない」として、民法968条1項が押印を明文で規定している以上、押印に代わるものがあるなどの特段の事情が必要とする判断を示している¹⁶。この判決では、押印を欠く遺言書が有効となるための特段の事情として、遺言書内に押印と同視できる何かの存在を求めているが、それが具体的にどのようなものかについては明らかではない。

最高裁平成6年6月24日判決は、自筆証書遺言書そのものには遺言者の押印がなく、その遺言書本文を入れた封筒の封じ目に押印があったという遺言の効力が争われた事案であるが、これについて判決は「遺言書本文の入られた封筒の封じ目にされた押印をもって民法968条1項の押印の要件に欠けるところはないとした原審の判断は、正当として是認でき」として、明確な理由を示すことなく、問題とされた遺言を有効とする判断を示した¹⁷。遺言書本文の押印がない場合でも、遺言書を封入した封筒の封じ目への押印をもって自筆証書遺言の方式として要求されている押印の要件を満たすと判断したわけで、遺言書を封入した封筒を遺言書の一部と認めて、封筒を含めて一体として遺言書と判断したといえる¹⁸。ただし、遺言書そのものには署名および押印がなく、遺言書を封入した封筒に遺言者の署名と押印があったという遺言について、家庭裁判所の検認の前にすでに封筒が開封されていたという事情から、遺言書そのものと封筒を一体のものとして把握することはできないとして、自筆証書遺言に求められる署名と

年) 239頁。

16 東京地裁平成12年9月19日判決(金融・商事判例1128号61頁)。

17 最高裁平成6年6月24日判決(家月47巻3号60頁)。

18 松原正明『全訂判例先例相続法Ⅳ』(日本加除出版、2010年)159頁、櫛橋明香「自筆証書遺言の方式——押印」『民法判例百選Ⅲ親族・相続〔新版〕』(有斐閣、2018年)161頁。

押印を欠く遺言として無効と判断した判例もある¹⁹。遺言書そのものが封筒に封入されていたかどうかを確認することができなければならないということになる。

3 押印については、用いられる印章が実印である必要はなく、いわゆる認印でも有効であるとされている。その点から押印を求める実効性に疑問を投げかける見解もあるが²⁰、どのような印章による押印でなければならないかに関して疑問を示す見解はない²¹。

印章による押印に代えて、拇印ないし指印で足りるかかどうかという点は問題となっており、指印によって押印の要件を満たすことを肯定する判断を示す判決と否定する判決とが対立していた。たとえば、新潟地裁長岡支部昭和61年7月17日判決は、国語的な用法に従えば本来の押印は印類（印形）を押すこととされているとしながらも、押印を必要とする理由は遺言書が遺言者の意思に基づいて書かれたものか否かを第二次的に確認するための手段とするところにあると説明し、遺言者の同一性と真意確認のために要求されている押印と同等程度の価値があるものであれば、本来の意味の押印でなくても自筆証書遺言の方式を満たすと考えるべきであるとして、拇印でも指印でも足りるという判断を示した²²。また、浦和地裁昭和58年8月29日判決でも、同様に印章の押捺がなく、指印のある自筆証書遺言について、押印があるものと評価して遺言を有効と判断している²³。

これらに対して、新潟地裁長岡支部昭和61年7月17日判決の控訴審判決である東京高裁昭和62年5月27日判決は、印章の押捺による印影の代

19 東京高裁平成18年10月25日判決（判時1955号41頁）。

20 前掲・中川監修『註解相続法』295頁〔小山〕。

21 ただし、役所や銀行などで種々の書類等に印章による押印を求められる場合、いわゆるシャチハタ製の印章による押印が拒否される場合が多く、シャチハタ製の印章による押印が自筆証書遺言になされていた場合には、どのように考えるのかについては疑問の余地があるように思われる。

22 新潟地裁長岡支部昭和61年7月17日判決（判時1207号110頁）。

23 浦和地裁昭和58年8月29日判決（判タ510号139頁）。この事案では、遺言書が遺言者の自筆かどうか、自筆であるとしても判読可能かどうかという点が争われ、指印が押印に当たるかどうか自体は争われていない。

わりに指印影を保存する慣行はないこと、遺言者が死亡した後遺言書の押印影が遺言者の指印押捺によるものであることを確認する方法はないことをあげて、指印は印として不相当であるとして、遺言を無効とする判断を示している²⁴。さらに、名古屋高裁昭和63年4月28日判決も、遺言の方式に関する民法の規定は厳格に解釈されるべきとして、自筆証書遺言に関する限り指印をもって押印とすることには消極に解すべきであるという判断を示している²⁵。その理由として、遺言書に遺言者の印類による押捺を求めて指印の押捺を認めないとしても不合理ではないこと、遺言者の死亡後に押捺された指印が遺言者自身によるものかどうかを鑑別することが印類による押印の場合に比べて困難を伴うことがあげられている。

このように下級審の判断が分かれていた中で、本判決も引用する最高裁平成元年2月16日判決があらわれた。この判決は、民法968条1項が自筆証書遺言の方式として自書のほか押印を要するとした趣旨は遺言者の同一性および真意を確保するとともに、我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあるとして、押印は遺言者が印章に代えて拇指その他の指頭に墨または朱肉を付けて押捺することをもって足りるとするのが相当であるという判断を示し、指印による押印をもって自筆証書遺言の方式として要求されている押印に当たるという判断を明確にし、それまでの下級審判決の対立を解消させた²⁶。これまで、遺言における遺言者の署名と押印を遺言者の最終意思の尊重という側面に注目して理解されることが多かったといえるが、それに加えて重要な文書の作成の担保という面についても触れていることには注意すべき点といえる。つまり、遺言者の全文の自書の後の署名と押印によって遺言を完成させたという意味を示したものと受け止めることができると考えられていたといえる²⁷。

直後に、最高裁は同趣旨の2つの判決を出し、自筆証書遺言に要求されている押印を指印で足りるとする立場を一層明確にしている。最高裁平成

24 東京高裁昭和62年5月27日判決（高民集40巻1号38頁）。

25 名古屋高裁昭和63年4月28日判決（判時1294号41頁）。

26 最高裁平成元年2月16日判決（民集43巻2号45頁）。

27 水野紀子「自筆証書遺言における押印と指印」法学教室109号105頁（1989年）。

元年6月20日判決は、最高裁平成元年2月16日判決を踏襲し、自筆証書遺言に求められる押印は指印で足りるとする判断を再確認している²⁸。また、最高裁平成元年6月23日判決も同様に自筆証書遺言の押印は指印で足りるとする判断を示し、前掲の東京高裁昭和62年5月27日判決を破棄差し戻した。この判決でも、最高裁平成元年2月16日判決を引用し、押印は印章に代えて拇指その他の指頭に墨または朱肉等をつけて押捺することをもって足りると判示し、「指印が遺言者本人の押捺にかかるものであることは、必ずしも遺言者本人の指印の印影であることが確認されている指印影との対照によって立証されることを要するわけではなく、証人の証言によって立証される場合のほか、遺言書の体裁、保管の状況等諸般の事情から推認される場合で差し支えないと解するのが相当である」という判断を示している²⁹。しかし、この判決では反対意見も付されており、印章による押印が国民の慣行的意識に則ったものであるとして、法解釈については慎重に慎重を期す必要性があることを強調している。

指印による押印で足りるか否かに関しては、遺言者死亡後に押印された指印影が遺言者自身のものかどうかを確認することができるかという点が問題となっていたといえる。最高裁平成元年6月23日判決では、この点について証人の証言のほか、遺言書の体裁や保管状況などから遺言者本人による押印であることが推認できればよいとの判断を示している。遺言者が残っていた種々の書類や遺品等に指紋が残されていれば、それによって遺言者による遺言書の作成の真正さを証明することもできることになり、指印による押印が残されている遺言書の方が、印章による押印よりも遺言者の真意を担保できるとも考えられるともいえる。また、遺言者自身が日常的に使用していた印章による押印があったとしても、遺言者自身が押捺したかどうかは明確にはならないし、あるいは遺言書の作成の際に普段使用している印章ではなく、たまたま購入した新しい印章を用いたという場合

28 最高裁平成元年6月20日判決（判時1318号47頁、判タ704号177頁）。名古屋高裁昭和63年4月28日判決の上告審である。

29 最高裁平成元年6月23日判決（判時1318号51頁、判タ704号178頁）。新潟地裁長岡支部昭和61年7月17日判決および東京高裁昭和62年5月27日判決の上告審である。

も考えられるから、印章の押捺の方が遺言者の作成の意思が明確だといえるわけでもない。そのように、必ずしも印章による押捺であれば遺言者の意思が明確だとは言いきれず、印章を用いた場合と指印を用いた場合とで遺言者の遺言書作成の真正さに差異が生じるとはいえないとも考えられる。また、一般的な書類の作成の際にも、印章による押印に代えて拇印ないし指印による押印を利用することも一般的な慣行として受け入れられているといえる。そのような点からすれば、自筆証書遺言の方式として要求される押印を指印による押印で足りるという判断であっても問題はなかったといえる。

遺言者が自筆証書遺言の全文を自書し、署名した後、他の者に印章の押捺を依頼したという場合で、遺言者自身の押印がない遺言として、その効力が争われた事案がある。この事案に関する判決は、自筆証書遺言の作成について押印を求める趣旨について、「遺言者の特定及び遺言が遺言者自身の意思に基づくものであることを明らかにさせるためであると解される」と述べた上で、遺言者の指示により、遺言書を預かった相続人のうちの一人が遺言者のいない場所で、遺言者の実印を預かっていた他の相続人から実印の返還を受けて遺言書に押印したという事実を踏まえて、このような経緯でなされた遺言書の押印も遺言者の特定と遺言意思の確認に欠けることはないとして押印の要件を具備しているという判断を示した³⁰。最高裁判平成元年2月16日判決と比べると、押印の趣旨として文書の完成という面に触れてはならないものの、遺言者の特定とその最終意思の確認という点では同じであり、遺言者以外の者による押印がなされた場合であっても、遺言者の指示によるものであったという点で遺言者の意思の確認に欠けることはないという判断に結びついたものといえる。

4 花押が自筆証書遺言に求められている押印の要件を満たすものか否かについてはこれまでも議論はあり、学説の見解は分かれていた。判例では、遺言書ではないが、明治時代に「花押ハ我国従来慣用シ来リタル一種ノ印」

30 東京地裁昭和61年9月26日判決(家月39巻4号61頁、判時1214号116頁)。

であることを認めて³¹、公的文書の作成の際に求められる押印について花押で足りるとする判決があった。しかし、自筆証書遺言の作成の際に押印に代えて花押を用いた例はこれまで見られていなかったようである。

花押とは何かということについては、本判決でもほとんど触れられていない。しかし、花押が用いられてきた歴史的背景をもとに考えると、花押と印章との関係は近接することになる。当初署名の代わりに花押が用いられていたが、その後実名の下に花押が書かれるようになり、署名と花押の関係が薄れるとともに花押が印章と変わるところがなくなっていった。さらに花押を彫って押捺するようになっていくことになり、次第に花押が印章化していったと考えられている。つまり、少なくとも花押が一般的に用いられていた時代および社会があり、その時代および社会においては印章と同様のものとなり、花押は押印の役割を果たしていたということである。このような歴史的経緯を指摘して、押印としての花押の意義を認め、本判決よりも原審判決の方が相当と考えられるという指摘もある³²。

押印を印章の押捺でなければならぬとする見解では、花押を書くという場合には押印の要件を満たすものとはいえないことになる³³。押印の要件を拇印ないし指印の押捺で足りるとする立場を支持する見解の中でも、花押を書くこと自体は民法968条1項が要求している印章の押捺や拇印ないし指印の押捺とは異なる点を重視して、押印の要件を満たさぬという考えもある。そのようなことから、明確な理由を示すことなく、花押を書くことによって押印の要件を充たすと考えることを否定する見解も多かった³⁴。また、花押を「書く」ということから、花押を押印とみるのではなく、

31 大審院明治32年5月16日判決（刑録5輯5巻49頁）。この事案は、刑事訴訟法の規定によって判決原本に裁判官の押印が必要とされていたところ、裁判官が花押を記していたため、この判決原本が違法だとする弁護人の主張に対して、裁判官の名下に花押がある以上は捺印なしとすべきではないという判断を示したものであり、花押をもって押印とみなすことを認めていた。

32 村重慶一「『花押』を記した自筆証書遺言は有効か」戸籍時報747号92頁（2016年）。

33 木版を用いて花押を彫っていた時代であれば、花押を押すことは押印と考えられたかもしれないが、花押を自身で「書く」という場合には押印には該当しないということになる。

34 前掲・牧野『日本相續法論』428頁、柳川勝司『日本相續法註釋（下）』（巖松堂、

氏名の自書としてとらえるべきとする見解もあった³⁵。しかし、押印の要件を緩和することを求める傾向が強まっていく中で、学説では次第に花押を押印と同視すべきとする肯定的な見解が強まっていったように思われる。花押が書かれた遺言の場合でも、遺言者の特定性および遺言書作成の真正さを担保するために自筆証書遺言に押印を要求している趣旨には反しないと考えて、花押によって押印の要件を満たすことを肯定する立場が有力となっていたといえる³⁶。遺言者本人を確認することからすれば、印章を押捺することよりも花押を書くことの方が適していると考えられることを強調する立場や、花押も印章の押捺と同様の役割を果たしてきた従来の慣行を重視すべきとする見解などが示されていた³⁷。

以上のような学説の状況の中で、本件の事例は花押が問題となった初めての裁判例であった。第一審および原審判決が花押をもって押印の要件を満たすという判断を示したのに対して、最高裁として花押が自筆証書遺言の押印の要件を満たさないという判断を明確にしたことになる。これまで、学説では、花押をもって押印の要件を満たすという見解が多数説を占めていたといえるが、これに対して最高裁が異なる判断を示したことになり、学説の状況にも影響を与えることが予想される。

これまでの裁判例の中では、花押かどうか争われた事例はある。東京地裁平成18年6月23日判決の事案では、4つの遺言書のうちの1つに押印がなく、アルファベットのSとHを組み合わせたような記号ないし形象が書かれていたという遺言の効力が問題になった。これについて、判決は

1920年) 328頁、前掲・中川監修『注解相続法』295頁〔小山〕、佐藤隆夫「遺言の方式」『家族法大系Ⅶ』（有斐閣、1960年）167頁など。

35 前掲・近藤『判例遺言法』47頁。

36 前掲・中川編『註釋相續法（下）』41頁〔青山道夫〕、久貴忠彦「自筆証書遺言の方式をめぐる諸問題」『現代家族法大系（5）』（有斐閣、1980年）234頁、高野竹三郎『相続法要論』（成文堂、1982年）273頁、前掲・中川＝泉『相続法（第4版）』520頁、前掲・中川＝加藤編『新版注釈民法（28）（補訂版）』103頁〔久貴〕など。

37 たとえば、野川照夫「自筆証書遺言の方式違背とその効力」『家族法の理論と実務』（別冊判例タイムズ8号、1980年）375頁など。

この記号ないし形象を花押と判断している³⁸。しかし、この判決は、遺言者には遺言の作成に関して確定的な意思がなく、草案の程度にとどまっているものとして遺言としては無効であるという判断を示した。問題となった遺言書以外の他の3つの遺言にはすべて押印があったことが重視されたものと指摘されている³⁹。遺言者の確定的意思という観点から花押の意義を把握しようとしたものであると考えることができる。

また、東京地裁平成25年10月24日判決の事案では、遺言者が遺言書の末尾に署名した上で、片仮名を崩したサインのようなものに「ろ」を「○」で囲んだものを記載していたという部分が問題となった⁴⁰。これについて、判決は、指印をもって押印の要件を満たすという判断を示した最高裁平成元年2月16日判決にしたがって自筆証書遺言に押印の要件が求められる趣旨を示した上で、重要な文書について押印に代えて本件サイン等のような略号を記載することによって文書の作成を完結させるという慣行や法意識は定着しているとは認められないという判断を示した。そして、遺言者自身がこのようなサインのようなものを記載することによって遺言を完成させることを意図していたとは認められないとして、問題とされた文書は遺言としては無効であるという判断を示した。ここでは、文書の完成という観点から押印の意義をとらえ、その点から問題となった遺言書に見られるサインや記号を用いて文書を完成させるという慣行が定着してしないことが重視されている。遺言書のサインや記号が花押かどうかを判断したわけではないが、文書の完成という観点から押印の意義をとらえることを明確に示した判例である。

これらの2つの判決では、花押らしき記号またはサインが問題となったわけだが、いずれの判決とも遺言書として完成させるという趣旨からすれば、遺言者に遺言を完成させるという意思がなかったものと評価している。これに加えて、平成25年の方の判決では、花押または花押のような記号な

38 東京地裁平成18年6月23日判決（判例秘書L06132460）。

39 中野裕朗「自筆証書遺言の押印要件の充足が花押を書くことによって認められるか」法学協会雑誌135巻1号206頁（2018年）。

40 東京地裁平成25年10月24日判決（判時2215号118頁）。

いしサインを書くことによって文書を完成させるという慣行や法意識は存在していないという指摘がなされており、単に遺言者の意思だけではなく、一般論として花押または花押のような記号・サインが自筆証書遺言に求められている押印の要件を満たすものかどうかを慣行や法意識の観点から検討している。その点では、花押を書くことが文書を完成させるという慣行や法意識が存在しないとした本件判決の判断につながっているといえる。

5 自筆証書遺言の方式としての押印の要件に関連するこれまでの議論を整理した上で、本判決の立場を以下のように位置づけることができる。

まず、押印そのものが必要とされるべきか否かという問題がある。立法論として押印要件を不要とする見解もあり、解釈論としても最高裁昭和49年判決のように特別な事情がある場合には押印がない自筆証書遺言も有効であるという判断が示されており、押印要件が絶対的なものとしてとらえられているわけではないといえる。しかし、遺言の方式として押印を要求している現行法上では、解釈論として押印を全く欠く自筆証書遺言を一般的に有効と判断することはできず、日常生活において書類に押印するという慣習を有していなかった外国人が作成した遺言であるという場合以外に、どのような場合が特別な事情に当たるかということが問題となるにすぎないようにも思われる。したがって、まず、通常の場合、自筆証書遺言に押印が必要であるという点は明らかである。そして、押印が求められる趣旨を、最高裁平成元年2月16日判決が示したように、遺言者の最終意思の担保と重要な文書の完成を担保する慣行ないし法意識に求める点では本判決も同一であり、基本的にその立場を示していることは明らかである。

次に、押印が印章の押捺でなければならないかどうかという点が問題となる。これまで、印章の押捺に代えて、拇印ないし指印の押捺で足りないかという点が議論されてきた。これについて、学説および下級審判決の判断は分かれていたが、最高裁平成元年2月16日判決が指印の押捺によって押印の要件を満たすという趣旨を明確にし、それ以降の最高裁判決もその判断を踏襲し、本判決も基本的には同様の立場を示しているものと考えら

れる。

そして、花押が自筆証書遺言に求められる押印に当たるか否かが問題となる。この点については、これまで自筆証書遺言の要式性の緩和を肯定する立場から、花押をもって押印とみなすべきという見解も有力であった。これに対して、本判決は花押を書くことを印章による押印と同視することはできないという判断を示したことになる。遺言者の特定と遺言者の最終意思の確認という側面について、花押が押印に代わるものとして理解できるか否かには触れずに、花押をもって文書の作成を完成させるという慣行ないし法意識が存在しないことを指摘し、文書の完成を担保するという側面を重視して、文書の完成の担保機能を有しているとは認められないという判断を示した。その理由が明確に示されているわけではないが、花押を書くという行為自体が現代社会において一般的ではないということが意識されていると考えられる。本件の事案の場合には、遺言者が花押を書くという行為自体は認定されており、遺言者自身が花押を書くことによって自己の意思を確認し、文書を完成させるという意識を有していたかどうかを問題とすることはできたといえる。

本判決が自筆証書遺言の押印の要件をある程度緩やかに解釈する立場を示しつつも、指印の押捺と花押との相違をどこに求めたかが問題となる。前述のように、本判決は、自筆証書遺言について押印の要件が求められる趣旨として最高裁平成元年2月16日判決を引用し、遺言者の同一性と真意を確保することと重要な文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の作成を担保することにあるとしている。押印に関しては、遺言書の完成という点について、遺言者自身の遺言の完成の意思の確保という点と我が国の慣行および法意識に照らした一般的な文書作成という点の両面を意味しているととらえることができる表現をしている。そのことからすれば、遺言者の真意の確保という面に加えて、重要な文書の完成という観点が重視されているとみることができる。

遺言者自身の日常的な行動の中で花押を書くという行為がおこなわれていたかどうかという観点から、遺言者自身の遺言の作成に関する意思の確

定性を判断することは可能であり、原審判決は契約書等の文書には用いられていないものの、遺言者であるAが花押を書いたこともあったという事実を重視して、遺言者の遺言の完成という確定的意思の存在を推定していたものといえる。これに対して、本判決では遺言者A自身の意思という観点ではなく、押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させる慣行ないし法意識が存在するとは認め難いという点を指摘して、本件遺言を無効とする最終的な判断を示している。本判決において、本件の遺言者であるA自身の花押に対する意識や行動を考慮していない点については疑問を示す立場もあるが⁴¹、本判決は遺言者であるAが種々の契約書等では花押を使用していないという事実に加えて、文書の完成に関する慣行や法意識をより重視したものといえ⁴²、その点に拇印や指印による押印と花押との違いが示されていると考えることができるように思われる⁴³。拇印や指印の押捺をもって印章の押捺と同視できるという最高裁の判断の背景には、拇印や指印は印章の押捺と同様に同じ形が繰り返されるものであり、指紋の鑑定という技術を用いれば個人を特定することも可能であるという理由があるものと推測できる。そして、印章の押捺に代えて、拇印や指印の押捺であっても、それによって文書の完成を承認するという取引慣行や法意識が社会的に定着しているという理解があるものといえる。そのような点から、自筆証書遺言の作成に要求されている押印について拇印や指印の押捺で足りるという判断には一般論として親和性があるといえる。それに対して、そもそも花押を書くという行為自体が一般的な行為ではないという点が重

41 合田篤子「花押を書くことは民法968条1項の押印の要件を満たさないとした事例」『新・判例解説Watch Vol.20』（日本評論社、2017年）135頁は「遺言者の状況等を問わず」と指摘している。また、潮見佳男『詳解相続法』（弘文堂、2018年）380頁は「最高裁が示した上記のような判断は、慣行ないし法意識に沿わない押印行為はおおよそ文書完成の担保として不十分であると述べるに等しく、疑義がある」と指摘している。

42 岩藤美智子「印章による押印をせず花押を書いた遺言の有効性」法学教室433号155頁（2016年）。

43 前掲・中野「自筆証書遺言の押印要件の充足が花押を書くことによって認められるか」法学協会雑誌135巻1号213頁は「指印とどの程度差があるのか、実際に指印がどれほど使われているのかは定かではなく、二つの差異は明瞭とは言いがたい」と指摘している。

重要な要素となっているといえる。さらに、拇印や指印の押捺と比べて、花押が日常的に使用されていない場合には、個人の特定性や識別性を期待することが難しいという側面も否定できないということが本判決の立場であり、そのことを考慮して、花押を拇印や指印の押捺の場合と同視することはできないと考えざるを得ないという判断を示したことになる。それに対して、第一審判決や原審判決では、花押を書くという行為自体に個人としての個性が現れると考えて、個人としての特定性や識別性が印章の押捺の場合よりも優れているという判断を示している。いずれの考えも成り立つものとはいえる。花押を「書く」という行為をとらえた場合には署名と同視される余地は高いといえるが、花押を木版等によって判型を作成し使用する場合にはむしろ印章に近いものと理解できる場合もある。そこでは、花押を書くまたは押すという行為をする者の行動の日常性が問題となるものと思われる。本件の場合には、遺言者であるAは署名をした上で花押を書いたということであるから、A自身にとっては花押が印章の押捺に代わるものであったのではないかと推測することはできる⁴⁴。したがって、遺言者自身の日常的な行動や意図が場合によっては問題となったであろうと思われる。以上のような点を考えると、本件の場合には、Aが日常的に花押を使用していたかどうかという事実の評価の違いが原審判決と本判決の判断の相違を左右したのではないかと考えられる。

確かに、一般的に花押が種々の書類において使用されているとはいえない実情からすれば、花押を押印の代わりとみなすという社会的慣行ないし法意識が存在しているとはいえないという本判決の判断は是認せざるをえない。その点についていえば、本判決は、遺言者の意図にかかわらず花押を用いた自筆証書遺言について一般的な意識として花押を押印とはみなさないことを明確にしたものと評価することになるといえる⁴⁵。しかし、遺言

44 前掲・松原「いわゆる花押を書くことと民法968条1項の押印の要件」判時2401号175頁は、本判決の具体的事情からすると、Aには遺言書として作成するという意思があったと認められるようなものであったと指摘している。

45 前掲・中野「自筆証書遺言の押印要件の充足が花押を書くことによって認められるか」法学協会雑誌135巻1号214頁。

者であるA自身が遺言書を作成する上で、花押を書くという行為をどのように理解していたかという点に触れていないという点については、遺言者の真意の確認および意思の確定性という観点から疑問があることも確かである。仮に、遺言者自身が日常的に種々の書類を作成する際に花押ないし一定のサインや記号を用いていた場合には、社会一般の常識的判断と遺言者自身の意思が乖離する事態が生じることとなり、いずれの観点をより重視するべきかが問題となる場面もありうるものと思われる。また、押印そのものを欠く遺言であってもそれを有効と認め得る場合もあることを考えると、本件の遺言について、花押を押印とみなすことができないとしても、花押を押印に準じる何らかのしるしとみなすことによって「特別な事情」があるといえる場合に当たると考えることも可能ではないかと思われる。

現在、種々の公的文書において押印を必要としない場合も増えており、文書の完成について作成者の押印を必要とする取引慣行が確実に存在するとはいえない社会的状況も見られるようになってきている。自筆証書遺言の要件として押印が求められる意義を「遺言者の同一性と真意を確保することと重要な文書について作成者の署名と押印によって文書を完結させるという我が国の慣行および法意識に照らして文書の完成を担保すること」に求める最高裁判平成元年判決および本判決の立場を支持するとしても、自筆証書遺言の方式として求められる要件としての押印の意義をどのように理解するべきかという問題は再度問われることになろう。むしろ、文書の完成という趣旨からの押印という要素よりも、作成者自身の意思の確定性という趣旨から押印の意義をとらえるべきという状況も現れるかもしれない。平成30(2018)年の民法の一部を改正する法律によって、自筆証書遺言における自書の要件が緩和され、財産目録については自書の要件が不要となった状況も勘案して⁴⁶、押印を必要とする自筆証書遺言の方式をどの程度緩

46 民法968条2項。「前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第997条第1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については自書することを要しない。」とするが、「この場合においては、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。」として、署名および押印を求めている。その点からすれば、民法の

やかに解釈すべきかどうかという問題も改めて検討しなければならない課題となったように思われる。

規定上は自筆証書遺言における押印の要件はなお重要なものとして位置づけられていると考えることができる。

